

社会教育団体への補助金のあり方について(提言)

平成16年4月

西東京市社会教育委員の会議

1. はじめに

近年、わが国は経済の低成長により、国、地方ともに財政が極度に窮迫している。西東京市においても、財政が厳しい状況にあることに変わりはない。こうした状況の下にあって、行政が市民の要請に応えていくためには、これまで以上に、限られた財源を効率的に配分していくことが求められている。

特に補助金は公益上必要がある場合に支出できるものとされ（地方自治法第232条の2）、必要な限度において妥当な額が、効率的かつ合理的に支出されるべきものである。補助金が市民の自主的な活動を支援するための重要な施策である反面、安易な補助金の交付は財政を圧迫するとの指摘もある。

西東京市では総合計画の策定に向けて、平成15年2月、行財政運営のあり方を積極的に見直していく必要があるとして、「補助金・負担金に関する取組み方針」を策定した。その中において、「社会教育関係団体補助金」が「補助単価、補助対象範囲、補助率、補助交付方法などの改善を検討すべき事業」とされている。

そうした状況の中で、平成15年11月より、第2回社会教育委員の会議において提言の依頼を受けた「社会教育団体への補助金のあり方について」（提出期限平成16年3月上旬）をテーマとして審議を行った。

審議にあたっては「西東京市補助金等交付規則」「西東京市社会教育関係団体に対する補助金等交付要綱」「平成15年度西東京市社会教育関係団体に対する補助金事務取扱について」「補助金・負担金に関する取組み方針」の検討のほか、三多摩各市の状況を参考とした。さらに、第25期東京都社会教育委員の会議が、社会教育関係団体に対する補助金交付要綱の改正について審議した内容を踏まえて、東京都教育庁生涯学習スポーツ部が作成した「平成15年度社会教育関係団体補助金交付の審査方法について（申し合わせ）」「平成15年度社会教育関係団体補助金交付要綱改正のポイント」も参考とした。

2. 社会教育関係団体補助金の現状について

社会教育関係団体補助金は「西東京市社会教育関係団体に対する補助金等交付要綱」に基づき交付されている。要綱には補助の目的、要件、金額、手続等が定められており、補助金の事務は「西東京市社会教育関係団体に対する補助金事務取扱について」に基づいて行われている。

社会教育関係団体補助金は、西東京市における社会教育の発展を図

るため、市民の自主的な社会教育活動を支援する事業補助である。平成15年度は22団体が社会教育関係団体補助金の申請をして、総額1,890,000円が交付された。各団体への社会教育関係団体補助金は補助対象経費の3分の2以内とされている。各団体から提出された補助対象経費の総額の3分の2の金額が予算額を超える場合は、予算額を補助対象経費の総額の3分の2の金額で除して按分比率を出し、各団体の補助対象経費の3分の2の金額に按分比率を乗じて社会教育関係団体補助金を算出する。平成15年度の按分比率は0.2598522で、交付額が最も多かった団体が213,800円、最も少なかった団体が10,500円であった。なお、青少年団体6団体には、予算額の中からあらかじめ別途1団体あたり30,000円が交付されている。

「平成15年度西東京市社会教育関係団体に対する補助金事務取扱について」によると、社会教育関係団体補助金の申請は、要綱に定める補助要件を備えた団体が、所定の申請書類一式を、申請受付期間に社会教育課に提出して行うことになっている。補助の対象となる事業経費は限定的に列挙されており、社会通念上、公金でまかなうことが不適切と考えられる経費は除外されている。事業実施後は「補助事業実績報告書」の提出が義務付けられている。

審査は書類上の審査により行われ、平成15年度は申請した団体の全てが交付を受けている。

3. 改善の方向性について

社会教育関係団体の各種活動が、社会教育や生涯学習の推進の上で果たす役割は大きい。社会教育関係団体補助金はこれらの団体が健全な発展を遂げ、適切な事業活動が行われるよう補助するものである。

言うまでもなく、社会教育関係団体補助金の元は税金であり、交付の公正性と使途の透明性が強く求められる。さらに、補助の効果が要綱の目的に合致しているか、市民の福利の向上に役立っているかなど、公益性についての客観的な評価基準を設けて判断することも必要と考えられる。

(1) 交付の公正性

社会教育関係団体補助金は、西東京市における社会教育の発展を図るため、市内の社会教育関係団体が行う事業が公益上必要である場合、それを助成し、以って団体の自立を促進するための施策である。したがって、財政力があり自立が認められる団体は補助しないなどの、対象団体要件の再検討をする必要がある。自立が認められるか否かの判

断の基準として次のような点が考えられる。

- ・一般紙やタウン誌などに広告を出せる能力を持っている
- ・団体の決算において補助金の額を上回る繰越金を計上している

要綱の団体範囲に「他の公的な補助を受けている、又は受けようとしている団体は除く」とされている。公正性の観点から妥当なものと思われるが、書類上の審査だけで判断することが可能かは疑問である。公正性の観点から一工夫必要である。

社会教育関係団体補助金が既得権化することを防ぎ、多くの団体がこの恩恵を受けられるようにする意味から、対象事業の再検討をして、同一団体の同一事業については一定の終期を設け、時期がきたら終わりとすることを検討すべきである。

社会教育関係団体補助金の交付を受けた事業の中には、市民と行政の役割分担からして、受益者負担的事業で社会教育関係団体補助金になじまないものが見受けられる。別途、方策を考えるべきであろう。

(2) 使途の透明性

補助事業を実施するにあたって、チケットの販売、プログラムへの協賛広告、会場での募金集め等により収入がある場合、対象経費から控除すべきである。社会教育関係団体補助金は西東京市における社会教育の発展を図るために事業を補助するものであって、特定の団体の利益に貢献するものであってはならない。

(3) 事業の公益性

地方自治法第232条の2は公益上必要がある場合に補助金を支出できるとしており、公益性を補助金制度を設ける上での条件としている。

公益性を客観的に評価し市民に示す仕組みが必要である。社会教育関係団体補助金の交付にあたっては、審査基準を設け、事務局と社会教育委員が補助事業の中身や団体の活動状況などを十分に検討し、客観的評価を公表するようにする。また、社会教育関係団体補助金を受けた団体も、補助事業が市民の福利の推進にどう貢献したか、市民の文化や芸術の向上にどう貢献したかを自己評価し公表するなどの改善を提案したい。

4 . 事務の合理化について

補助金の支払いに関してであるが、西東京市では補助金の交付決定後、速やかに各団体から請求書を提出させて支払いを行っている。その後、事業実施後に提出された実績報告に基づき補助金の確定を行い、一部補助金の返還が必要な団体に対しては、還付命令により返還をさせている。

東京都では交付決定後すぐに支払うことはせず、事業実施後に提出された実績報告に基づき、交付額を確定した後に支払いを行っている。

交付額確定後に補助金を支払う東京都の方式は、還付命令を発生させず合理的であり事務の簡素化も図れる。参考とすべきである。

5. 終わりに

今後とも、西東京市らしい文化の創造に向けて、社会教育関係団体の活動を積極的に支援していくことは重要なことである。公正性、透明性、公益性をキーワードとして、社会教育関係団体補助金制度の改善と適正な展開を図っていただきたい。

今後の社会教育関係団体補助金制度の検討にあたって、本提言が可能な限り反映されるよう要望いたします。

社会教育委員

| | | |
|-------|-----|------|
| 議 長 | 中 込 | 廣 |
| 副 議 長 | 高 橋 | 輝 夫 |
| 委 員 | 石 井 | 英 二 |
| 委 員 | 井 上 | れい子 |
| 委 員 | 大 野 | 雅 生 |
| 委 員 | 杉 原 | 誠 四郎 |
| 委 員 | 住 田 | 佳 子 |
| 委 員 | 多々良 | 征 四郎 |
| 委 員 | 永 都 | 和 躬 |
| 委 員 | 西 潟 | 克 夫 |
| 委 員 | 長谷川 | フミ子 |
| 委 員 | 松 本 | 辰 雄 |
| 委 員 | 矢 萩 | 公 男 |

(五十音順)